

## 「酒田市観光物産館」の指定管理者の指定について

先に公募を行った「酒田市観光物産館」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたので、お知らせします。

また、指定管理者の正式な指定にあたり、地方自治法の規定により、令和元年酒田市議会12月定例会において議決されております。

- 1 施設名 酒田市観光物産館
- 2 募集期間 令和元年10月1日から令和元年10月30日まで
- 3 応募団体数 1団体
- 4 指定管理者  
名称：一般社団法人 酒田観光物産協会  
会長 弦巻 伸  
所在地：酒田市山居町一丁目1番20号
- 5 指定管理期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間）

### 6 選定方法

応募団体が1団体のみであったため、酒田市指定管理者の指定の手続に関する規則（平成17年規則第181号）に基づく選定委員会において、申請団体が指定管理者として適格か審査をし、候補者を選定しました。当該候補者は、議会の議決により指定管理者として正式に指定されました。

## 7 審査基準及び得点

項目	配点	得点
<b>1 公共性と平等利用の確保が図られること</b> (1)管理の基本方針 (2)利用者の平等利用の確保	30	19.2
<b>2 施設の効用の最大限の発揮と管理経費の縮減が図られること</b> (1)サービスの質の維持又は向上 (2)意見の反映と苦情等対応 (3)施設の効果的な活用方策 (4)効率的運営の取り組み (5)要求水準等に対する取り組み	50	33.4
<b>3 事業計画に沿った管理を安定的に行う体制と能力を有していること</b> (1)業務履行の体制 (2)職員の雇用と人材育成 (3)施設の適切な維持管理 (4)財務的な能力 (5)施設運営に対する意欲等	60	40.2
<b>4 法令遵守と安全管理の確保等が図られること</b> (1)法令遵守の徹底 (2)個人情報の保護 (3)危機管理の取り組み (4)環境への配慮 (5)地域連携と地域貢献	30	18.4
<b>5 その他施設の性質又は目的に応じて必要と認める事項</b> (1)市内企業等の物産品の取り扱い計画 (2)観光振興の取り組み (3)市の観光の中心施設としての市内全域への波及効果	30	20.6
<b>合計</b>	<b>200</b>	<b>131.8</b>

※得点は各委員の平均点です。(小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計と合計の得点が一致しない場合があります)

### 【評価】

可：受託能力がある (120点超～200点満点)

不可：受託能力に疑問がある (120点以下)